B　占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1 K00～999K
1.00MHz～999MHz	1 M00～999M
1.00GHz～999GHz	1 G00～999G

イ　周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができるほか、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。

ウ　空中線電力は、周波数ごとに希望する最大空中線電力を記載すること。

［削る］

19　17の欄の記載は次によること。

(1)　電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第２から第４までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

ア　占有周波数帯幅を３数字及び１文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の０並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

イ　占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1 K00～999K
1.00MHz～999MHz	1 M00～999M
1.00GHz～999GHz	1 G00～999G

(2)　希望する周波数の範囲は、「何GHzから何GHzまで」のように記載するほか、次によること。

ア　衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

イ　デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(ｱ)　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第５章第２節及び第６章第３節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する１秒におけるシンボル数を「28.860メガボー」のように併せて記載すること。